

KDDI Area Ethernet (QTnet) サービス契約約款

平成29年7月1日

KDDI株式会社

目 次

第 1 章	総則
第 1 条	約款の適用
第 2 条	約款の変更
第 3 条	用語の定義
第 2 章	KDDI Area Ethernet (QTnet)サービスの提供区域
第 4 条	KDDI Area Ethernet (QTnet)サービスの提供区域
第 3 章	契約
第 5 条	KDDI Area Ethernet (QTnet)サービスの品目
第 6 条	契約の種別
第 7 条	契約の単位
第 8 条	共同 LAN 型通信網契約
第 9 条	契約者回線等の終端
第 10 条	収容区域及び加入区域
第 11 条	契約申込の方法
第 12 条	契約申込の承諾
第 13 条	最低利用期間
第 14 条	契約者数の変更
第 15 条	KDDI Area Ethernet (QTnet)サービスの品目の変更
第 16 条	契約者回線等の増設又は廃止
第 17 条	契約者回線等の移転
第 18 条	契約者回線の異経路
第 19 条	その他の契約内容の変更
第 20 条	契約者回線等の利用の一時中断
第 21 条	利用権の譲渡
第 22 条	契約者が行う LAN 型通信網契約の解除
第 23 条	当社が行う LAN 型通信網契約の解除
第 24 条	その他の提供条件
第 4 章	付加機能
第 25 条	付加機能の提供
第 26 条	付加機能の利用の一時中断
第 5 章	回線相互接続
第 27 条	回線相互接続
第 27 条の 2	他社接続回線との相互接続
第 27 条の 3	他社接続回線の接続変更
第 27 条の 4	接続休止
第 27 条の 5	削除
第 6 章	利用中止及び利用停止
第 28 条	利用中止
第 29 条	利用停止
第 7 章	通信

第30条	通信の条件
第31条	通信利用の制限等
第8章	料金等
第32条	料金及び工事に関する費用
第33条	定額利用料の支払義務
第34条	工事費の支払義務
第35条	線路設置費の支払義務
第36条	設備費の支払義務
第37条	料金の計算方法等
第38条	割増金
第39条	延滞利息
第9章	保守
第40条	契約者の維持責任
第41条	契約者の切分責任
第42条	修理又は復旧の順位
第10章	損害賠償
第43条	責任の制限
第44条	免責
第11章	雑則
第45条	承諾の限界
第46条	利用に係る契約者の義務
第47条	他人に使用させる場合の契約者の義務
第48条	契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等
第49条	KDDI Area Ethernet (QTnet) サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧
第50条	法令に規定する事項
第51条	閲覧
第52条	附帯サービス

別記

料金表

通則

第1表 KDDI Area Ethernet (QTnet) サービスの料金

第2表 工事に関する費用

第3表 附帯サービスに関する料金

料金表別表 中継局

別表 基本的な技術的事項

附則

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、このKDDI Area Ethernet (QTnet)サービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これによりKDDI Area Ethernet (QTnet)サービス（当社がこの約款以外の契約約款等を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

（注）本条のほか、当社は、KDDI Area Ethernet (QTnet)サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、事業法施行規則第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページにその内容を掲示します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 LAN型通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてイーサネットフレームにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。）
4 KDDI Area Ethernet (QTnet)サービス	LAN型通信網を使用して行う電気通信サービス
5 LAN型通信網サービス取扱所	株式会社QTnetのLAN型通信網サービス契約約款に定めるLAN型通信網サービス取扱所およびKDDI Area Ethernet (QTnet)サービスに関する業務を行う当社の事業所
6 LAN型通信網契約	当社からKDDI Area Ethernet (QTnet)サービスの提供を受けるための契約（短期LAN型通信網契約となるものを除きます。）
7 LAN型通信網契約者	当社とLAN型通信網契約を締結している者
8 短期LAN型通信網契約	1年未満の利用期間を指定して当社からKDDI Area Ethernet (QTnet)サービスの提供を受けるための契約
9 短期LAN型通信網契約者	当社と短期LAN型通信網契約を締結している者

10 契約者	L A N型通信網契約者及び短期L A N型通信網契約者
11 取扱所交換設備	L A N型通信網サービス取扱所に設置される交換設備
12 契約者回線	L A N型通信網契約に基づいて当社が指定する取扱所交換設備（以下「收容局設備」といいます。）と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線（短期契約者回線となるものを除きます。）
13 短期契約者回線	短期L A N型通信網契約に基づいて当社が指定する取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
14 契約者回線等	契約者回線及び短期契約者回線
15 相互接続点	株式会社QTnetと株式会社QTnet以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（株式会社QTnetが株式会社QTnet以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
16 協定事業者	株式会社QTnetのL A N型通信網サービス契約約款に定める協定事業者
17 他社接続回線	株式会社QTnetのL A N型通信網サービス契約約款に定める他社接続回線
18 接続契約回線	回線相互接続点を介して他社接続回線と中継局設備とを相互に接続するための電気通信設備
19 L A N型通信網サービス取扱局	收容局設備が設置されているL A N型通信網サービス取扱所
20 中継局設備	取扱所交換設備であって收容局設備以外のもの
21 中継回線	取扱所交換設備相互間の電気通信回線
22 L A N型通信網契約者回線群	L A N型通信網内において相互に通信を行うことができる契約者回線等からなるグループ
23 端末設備	契約者回線等の一端に接続される電気通信設備であって1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
24 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
25 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
26 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 KDDI Area Ethernet (QTnet)サービスの提供区域

(KDDI Area Ethernet (QTnet)サービスの提供区域)

第4条 当社のKDDI Area Ethernet (QTnet)サービスは、別記1に定める提供区域において提供します。

2 当社は、当社の指定するLAN型通信網サービス取扱所において、KDDI Area Ethernet (QTnet)サービスのサービス提供地域を閲覧に供します。

第3章 契約

(KDDI Area Ethernet (QTnet)サービスの品目)

第5条 KDDI Area Ethernet (QTnet)サービスには、料金表第1表 (KDDI Area Ethernet (QTnet)サービスの料金) に規定する品目があります。

(契約の種別)

第6条 KDDI Area Ethernet (QTnet)サービスに係る契約には、次の種別があります。

- (1) LAN型通信網契約
- (2) 短期LAN型通信網契約

(契約の単位)

第7条 当社は、1のLAN型通信網契約者回線群ごとに1のLAN型通信網契約 (短期LAN型通信網契約を含みます。以下同じとします。) を締結します。

(共同LAN型通信網契約)

第8条 当社は、1のLAN型通信網契約について契約者が2人以上となるLAN型通信網契約 (以下「共同LAN型通信網契約」といいます。) を締結します。

(契約者回線等の終端)

第9条 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に回線終端装置を設置し、これを契約者回線等の終端とします。ただし、料金表に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、契約者と協議します。

(收容区域及び加入区域)

第10条 当社は、料金表に定めるところにより收容区域及び加入区域を設定します。

2 当社は、当社が指定するLAN型通信網サービス取扱所においてその收容区域及び加入区域を閲覧に供します。

(契約申込の方法)

第11条 LAN型通信網契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を、契約事務を行うLAN型通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 契約者回線等の終端の場所及び回線数
- (2) KDDI Area Ethernet (QTnet)サービスの品目
- (3) その他契約申込の内容を特定するための事項

(契約申込の承諾)

第12条 当社は、LAN型通信網契約の申込みがあつたときは、受け付けた順

序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、短期LAN型通信網契約の申込みがあった場合は、KDDI Area Ethernet (QTnet) サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、その申込みを承諾します。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、そのLAN型通信網契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) KDDI Area Ethernet (QTnet) サービスを提供すること又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) LAN型通信網契約の申込みをした者がKDDI Area Ethernet (QTnet) サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第13条 KDDI Area Ethernet (QTnet) サービスには、料金表に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、KDDI Area Ethernet (QTnet) サービスの提供を開始した日（契約者回線の増設等により新たに設置した部分については、その契約者回線の提供を開始した日）から起算して1年間とします。
- 3 契約者は、前項の最低利用期間内にLAN型通信網契約の解除、契約者回線の廃止又は料金表に定めるKDDI Area Ethernet (QTnet) サービスの品目の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表に規定する額を支払っていただきます。

(契約者数の変更)

第14条 契約者は、契約者数の変更を請求することができます。この場合、新たに契約者となる者又は利用を止めようとする者と連署した当社所定の契約申込書を契約事務を行うLAN型通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- 2 当社は、前項の申込みがあったときは、第12条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(KDDI Area Ethernet (QTnet) サービスの品目の変更)

第15条 契約者は、KDDI Area Ethernet (QTnet) サービスの品目の変更の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第12条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線等の増設又は廃止)

第16条 契約者は、契約者回線等の増設又は廃止の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第12条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線等の移転)

第17条 契約者は、契約者回線等の移転の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第12条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（契約者回線の異経路）

第18条 当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、LAN型通信網契約者の請求に基づき、その契約者回線を通常の経路以外の当社が指定する経路（以下「異経路」といいます。）により設置します。

（その他の契約内容の変更）

第19条 契約者は、第11条（契約申込の方法）第3号に規定する契約内容の変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第12条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（契約者回線等の利用の一時中断）

第20条 当社は、契約者から請求があったときは、契約者回線等の利用の一時中断（その契約者回線等を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（利用権の譲渡）

第21条 利用権（契約者がLAN型通信網契約に基づいてKDDI Area Ethernet (QTnet)サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により契約事務を行うLAN型通信網サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

（1）利用権を譲り受けようとする者がKDDI Area Ethernet (QTnet)サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（2）共同LAN型通信網契約の場合にあっては、その譲渡についてその契約に係るすべての契約者の同意がないとき。

4 利用権の譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

（契約者が行うLAN型通信網契約の解除）

第22条 契約者は、LAN型通信網契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ契約事務を行うLAN型通信網サービス取扱所に書面により通知していただきます。

（当社が行うLAN型通信網契約の解除）

第23条 当社は、第29条（利用停止）の規定によりKDDI Area Ethernet (QTnet)サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのLAN型通信網契約を解除することがあります。

2 当社は、契約者が第27条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、KDDI Area Ethernet (QTnet)サービスの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。

3 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止又は相互接続協定の解除若しくは協定事業者の電気通信事業の休止又は他社接続回線に係る相互接続点の所在場所の変更若しくは廃止により、LAN型通信網契約契約者が他社接続回線を利用することができなくなった場合であって、利用の一時中断の請求を行わないとき。

4 当社は、前2項の規定により、そのLAN型通信網契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

（その他の提供条件）

第24条 LAN型通信網契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第4章 付加機能

（付加機能の提供）

第25条 当社は、契約者から請求があったときは、料金表第1表（KDDI Area Ethernet（QTnet）サービスの料金）に定めるところにより付加機能を提供します。

（付加機能の利用の一時中断）

第26条 当社は、契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断（その付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第5章 回線相互接続

(回線相互接続)

- 第27条 契約者は、その契約者回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線等と当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を契約事務を行うLAN型通信網サービス取扱所に提出していただきます。
- 2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。
 - 3 契約者は、その接続について、第1項の規定により契約事務を行うLAN型通信網サービス取扱所に提出した書面に記載した事項について変更しようとするときは、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。この場合、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。
 - 4 契約者は、その接続を廃止しようとするときは、そのことをあらかじめ書面により契約事務を行うLAN型通信網サービス取扱所に通知していただきます。

(他社接続回線との相互接続)

- 第27条の2 当社は、他社接続回線と接続するLAN型通信網契約の申込みを承諾したときは、その他社接続回線と接続する相互接続点において、指定のあった他社接続回線との接続を行います。

(他社接続回線の接続変更)

- 第27条の3 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者回線に係る相互接続点の現在の所在場所において、現在接続されている他社接続回線以外の他社接続回線への接続の変更（以下「他社接続回線変更」といいます。）を行います。
- 2 当社は前項の請求があったときは、第12条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(接続休止)

- 第27条の4 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止又は相互接続協定の解除若しくは相互接続協定に係る電気通信事業者の電気通信事業の休止により、契約者が当社のKDDI Area Ethernet (QTnet)サービスを全く利用できなくなったときは、そのKDDI Area Ethernet (QTnet)サービスについて接続休止（そのKDDI Area Ethernet (QTnet)サービスに係る電気通信設備を他に転用することを条件としてそのKDDI Area Ethernet (QTnet)サービスを一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。）とします。

ただし、そのKDDI Area Ethernet (QTnet)サービスについて、契約者から利用の一時中断の請求又は契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

- 2 当社は、前項の規定により、接続休止をしようとするときは、あらかじめ、その契約者にそのことを通知します。
- 3 第1項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、そのLAN型通信網契約は解除されたものとして取り扱います。この場合、その契約者にそのことを通知します。

第27条の5 削除

第6章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第28条 当社は、次の場合には、KDDI Area Ethernet (QTnet)サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第31条（通信利用の制限等）の規定により、契約者回線等の利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定によりKDDI Area Ethernet (QTnet)サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第29条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（そのKDDI Area Ethernet (QTnet)サービスの料金及びその他債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったKDDI Area Ethernet (QTnet)サービスに係る料金、工事に関する費用、附帯サービスの料金又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金及びその他債務が支払われるまでの間）、そのKDDI Area Ethernet (QTnet)サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金及びその他債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 第46条（利用に係る契約者の義務）又は第47条（他人に使用させる場合の契約者の義務）の規定に違反したとき。
 - (3) 当社の承諾を得ずに、契約者回線等に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
 - (4) 契約者回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）（以下「技術基準」といいます。）に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取りはずさなかったとき。
- 2 当社は前項の規定によりKDDI Area Ethernet (QTnet)サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

第7章 通信

(通信の条件)

第30条 契約者は、同一のLAN型通信網契約者回線群内の契約者回線等相互間に限り通信することができます。

(通信利用の制限等)

第31条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給に直接関係がある機関
水道の供給に直接関係がある機関
ガスの供給に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記10に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

(協定事業者の契約約款等による制約)

第31条の2 契約者は、協定事業者の電気通信サービスに関する契約約款（料金表を含みます。）の規定により、KDDI Area Ethernet (QTnet) サービスに係る他社接続回線その他その協定事業者に係る電気通信設備を使用することができない場合においては、KDDI Area Ethernet (QTnet) サービスに係る通信を行うことはできません。

第8章 料金等

(料金及び工事に関する費用)

第32条 当社が提供するKDDI Area Ethernet (QTnet)サービスの料金は、料金表第1表(KDDI Area Ethernet (QTnet)サービスの料金)に定めるところによります。

2 当社が提供するKDDI Area Ethernet (QTnet)サービスの工事に関する費用は工事費、線路設置費及び設備費とし、料金表第2表(工事に関する費用)に定めるところによります。

(注) 本条第1項に規定する料金は、当社が提供するKDDI Area Ethernet (QTnet)サービスの態様に応じて、基本回線料及び加算額を合算したものとします。

(定額利用料の支払義務)

第33条 契約者は、そのLAN型通信網契約に基づいて当社が契約者回線等の提供を開始した日から起算して、LAN型通信網契約の解除又は契約者回線等の廃止(以下この条において「解除等」といいます。)があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除等があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、定額利用料(料金表第1表(KDDI Area Ethernet (QTnet)サービスの料金)に規定する料金のうち、定額料金であるものをいいます。以下同じとします。)の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりKDDI Area Ethernet (QTnet)サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。

(2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。

(3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、KDDI Area Ethernet (QTnet)サービスを利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、その契約者回線等を全く利用できない状態(その契約者回線等による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。)が生じた場合(3欄又は4欄に該当する場合を除きます。)にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその契約者回線等についての定額利用料
2 契約者の責めによらない理由によ	そのことを当社が知った時刻以後の

り、收容局設備又は中継局設備に係る全ての契約者回線等を全く利用できない状態が生じた場合（3欄又は4欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその收容局設備、中継局設備に係る中継回線についての定額利用料
3 当社の故意又は重大な過失によりそのKDDI Area Ethernet (QTnet)サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのKDDI Area Ethernet (QTnet)サービスについての定額利用料
4 契約者回線等の移転に伴って、その契約者回線等を利用できなくなった期間が生じたとき	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその契約者回線等その他利用できなかった設備についての定額利用料

3 第1項の期間において、契約者がKDDI Area Ethernet (QTnet)サービスと相互に接続する他社接続回線を利用することができない状態が生じたときのKDDI Area Ethernet (QTnet)サービスの定額利用料の支払いは、次によります。

- (1) 他社接続回線の利用の一時中断、利用停止又は契約の解除その他その他社接続回線に係る契約者に帰する事由により、他社接続回線を利用することができなくなった場合であっても、契約者は、そのKDDI Area Ethernet (QTnet)サービスに係る定額利用料の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の表に規定する場合を除いて、KDDI Area Ethernet (QTnet)サービスを利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、他社接続回線と相互に接続するKDDI Area Ethernet (QTnet)サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、前項第2号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（前項第2号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。）に対応するそのKDDI Area Ethernet (QTnet)サービス（そのKDDI Area Ethernet (QTnet)サービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）についての定額利用料

<p>2 KDDI Area Ethernet (QTnet)サービスと相互に接続する他社接続回線に係る協定事業者又は当社の故意又は重大な過失によりそのKDDI Area Ethernet (QTnet)サービスを全く利用できない状態が生じたとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのKDDI Area Ethernet (QTnet)サービス（そのKDDI Area Ethernet (QTnet)サービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）についての定額利用料</p>
--	---

- 4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- 5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、そのKDDI Area Ethernet (QTnet)サービスに係る料金の扱いについて、料金表第1表 (KDDI Area Ethernet (QTnet)サービスの料金) にサービス品質に係る定めがある場合は、その定めるところによります。

(工事費の支払義務)

- 第34条 契約者は、LAN型通信網契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に規定する工事費の支払いを要します。
- ただし、工事の着手前にそのLAN型通信網契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。
- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまで着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(線路設置費の支払義務)

- 第35条 契約者は、次条第1項第1号の規定により設備費の支払いを要することとなる場合を除いて、次の場合には、料金表に規定する線路設置費の支払いを要します。
- ただし、契約者回線等の設置等の工事の着手前にそのLAN型通信網契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費を返還します。
- (1) 契約者回線等の終端が区域外（収容区域のうち加入区域以外のものをいいます。以下同じとします。）となる契約の申込み又は契約者回線等の増設の請求をし、その承諾を受けたとき。
- (2) 移転後の契約者回線等の終端が区域外となる契約者回線等の移転（移転後の契約者回線等の終端が移転前の契約者回線等の終端と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内となるものを除きます。）の請求をし、その承諾を受けたとき。
- (3) 短期LAN型通信網契約の申込みをし、その承諾を受けたとき。
- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、

契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（区域外における契約者回線等の新設の工事に限ります。）の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（設備費の支払義務）

第36条 契約者は、次の場合には、料金表に規定する設備費の支払いを要しません。

ただし、契約者回線等の設置等の工事の着手前にそのLAN型通信網契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費を返還します。

- （1）異経路の請求をし、その承諾を受けたとき。
- （2）通常の電気通信設備以外の特別な電気通信設備の新設を要する契約の申込みをし、その承諾を受けたとき。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（前項各号に掲げる異経路による契約者回線及び特別な電気通信設備の新設の工事に限ります。）の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（料金の計算方法等）

第37条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表に定めるところによります。

（割増金）

第38条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

（延滞利息）

第39条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの日数について、年10%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第9章 保守

(契約者の維持責任)

第40条 契約者は、その契約者回線等に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第41条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合であって、契約者回線等その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、LAN型通信網サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧の順位)

第42条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合には、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第31条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛に直接関係がある機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記10に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置されるもの

	もの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線等について、暫定的にその経路を変更することがあります。

第10章 損害賠償

(責任の制限)

- 第43条 当社は、KDDI Area Ethernet (QTnet) サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのKDDI Area Ethernet (QTnet) サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
- 2 前項の場合において、当社は、KDDI Area Ethernet (QTnet) サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）に対応するそのKDDI Area Ethernet (QTnet) サービスに係る料金額（そのKDDI Area Ethernet (QTnet) サービスの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る定額利用料の額）を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3 当社の故意又は重大な過失によりKDDI Area Ethernet (QTnet) サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

(注) 本条第2項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取扱います。

(免責)

- 第44条 当社は、契約者回線等の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
- 2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。
- ただし、端末設備等の接続の技術的条件（以下この条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（LAN型通信網サービス取扱所に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に契約者回線等に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第11章 雑則

(承諾の限界)

第45条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第46条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社がLAN型通信網契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
 - (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がLAN型通信網契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (4) 当社がLAN型通信網契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- 2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(他人に使用させる場合の契約者の義務)

第47条 契約者は、その契約者回線等を契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

- (1) 契約者は、前条の規定については、善良な管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、その契約者回線等を使用する者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。
- (2) 契約者は、そのKDDI Area Ethernet (QTnet) サービスに関する料金又は工事に関する費用のうち、その契約者回線等を使用する者の使用によるものについても、当社に対して支払いの責任を負うこと。
- (3) 契約者は、当社が別に定める事項について、その契約者回線等に接続する自営端末設備又は自営電気通信設備のうち、その契約者回線等を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負うこと。

(注) 本条第3号に規定する当社が別に定める事項は、次に掲げるこの約款の規定の適用とします。

- ア 第40条 (契約者の維持責任)
- イ 第41条 (契約者の切分責任)
- ウ 別記5 (自営端末設備の接続)

- エ 別記 6 (自営端末設備に異常がある場合等の検査)
- オ 別記 7 (自営電気通信設備の接続)
- カ 別記 8 (自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

(契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等)

第48条 契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等については、別記4に定めるところによります。

(KDDI Area Ethernet (QTnet)サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧)

第49条 KDDI Area Ethernet (QTnet)サービスにおける基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。

2 当社は、当社が指定するLAN型通信網サービス取扱所において、KDDI Area Ethernet (QTnet)サービスを利用するうえで参考となる別記11の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(法令に規定する事項)

第50条 KDDI Area Ethernet (QTnet)サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記5から9に定めるところによります。

(閲覧)

第51条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

(附帯サービス)

第52条 KDDI Area Ethernet (QTnet)サービスに関する附帯サービスの取扱については、別記12に定めるところによります。

別記

1 KDDI Area Ethernet (QTnet)サービスの提供区域

KDDI Area Ethernet (QTnet)サービスは、次に掲げる区域において提供します。

KDDI Area Ethernet (QTnet)サービスの提供区域 株式会社QTnetの契約約款に定める提供区域 (KDDI Area Ethernet (QTnet)サービスに相当する電気通信サービスに係るものに限ります。)と同じとします。

2 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、すみやかにLAN型通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を継承した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを通知していただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の通知があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 契約者の氏名等の変更

- (1) 契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことをすみやかに契約事務を行うLAN型通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) 当社は、(1)の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (3) 契約者が(1)の届出を怠ったとき又は事実と異なる届出を行ったときは、当社がこの約款に規定する通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

4 契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等

- (1) 契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線等を設置するために必要な場所は、その専用契約者から提供していただきます。
- (2) 当社がLAN型通信網契約に基づいて設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 契約者は、契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

5 自営端末設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線等の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、技術

基準等に適合することについて指定認定機関（事業法施行規則第32条第1項第5号に基づき郵政大臣が指定した者をいいます。）の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。

(3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

(4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(5) 契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(1)～(4)の規定に準じて取り扱います。

(6) 契約者は、その契約者回線等に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

6 自営端末設備に異常がある場合等の検査

(1) 当社は、契約者回線等に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。

(2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線等から取りはずしていただきます。

7 自営電気通信設備の接続

(1) 契約者は、その契約者回線等の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ その接続により当社の電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備をいいます。）の保持が経営上困難となることについて、事業法第52条第1項第2号による総務大臣の認定を受けたとき。

(3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合す

るかどうかの検査を行います。

- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1)～(4)の規定に準じて取り扱います。
- (6) 契約者は、その契約者回線等に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記6（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

9 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

10 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 （1）政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的とてあまねく発売されること。 （2）発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

11 技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件
（1）物理的条件 （2）電氣的条件及び光学的条件 （3）論理的条件

（注）品目によっては、閲覧に供することができない項目があります。

12 支払証明書の発行

- （1）当社は、契約者から請求があったときは、その契約者に係るKDDI Area Ethernet (QInet) サービスの支払証明書を発行します。
- （2）契約者は、（1）の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する手数料の支払いを要します

料金表 通則

(料金等の設定)

- 1 他社接続回線（当社が別に定める協定事業者に係るものに限り。）と接続して提供するKDDI Area Ethernet (QTnet)サービスに係る料金及び工事に関する費用については、当社の提供区間と当社が別に定める協定事業者の提供区間とを併せて当社が設定します。
- 1の2 他社接続回線（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に係るものに限り。）と接続して提供するKDDI Area Ethernet (QTnet)サービス（ATMデータ通信網方式のものに限り。）に係る料金については、当社の提供区間と東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供区間とを併せて当社が設定します。

(料金の計算方法等)

- 2 当社は、LAN型通信網契約者がそのLAN型通信網契約に基づき支払う料金を暦月に従って計算します。
- 3 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 暦月の初日以外の日に契約者回線又は端末設備の提供の開始があったとき。
 - (2) 暦月の初日以外の日にLAN型通信網契約の解除又は端末設備の廃止があったとき。
 - (3) 暦月の初日に契約者回線又は端末設備の提供を開始し、その日にそのLAN型通信網契約の解除又は端末設備の廃止があったとき。
 - (4) 料金月の初日以外の日にKDDI Area Ethernet (QTnet)サービスの品目の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 第33条（定額利用料の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき。
- 4 2の規定による料金の日割は、暦日数により行います。

(端数処理)

- 5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 6 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定するLAN型通信網サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 7 契約者は、料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 8 当社は、当社に特別の事情がある場合は、5及び6の規定にかかわらず、

契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 9 当社は、料金又は工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

(注) 8に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

- 10 第33条(定額利用料の支払義務)から第36条(設備費の支払義務)までの規定その他この約款の規定により、支払いを要するものとされている料金又は工事に関する費用の額は、この約款に定める税抜価格(消費税相当額を含まない価格をいいます。以下同じとします。)に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金等の臨時減免)

- 11 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のLAN型通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

(料金等の請求)

- 12 KDDI Area Ethernet (QTnet) サービスに係る料金その他の債務の請求については、この約款、当社の「WEB de 請求書ご利用規約」又は当社の「KDDIまとめて請求に係る取扱い規約」のほか、当社が別に定めるところによります。

第1表 KDDI Area Ethernet (QTnet)サービスの料金

1 適用

KDDI Area Ethernet (QTnet)サービスの料金の適用については、第33条(定額利用料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容											
(1) 收容区域及び加入区域の設定	<p>ア 当社は、KDDI Area Ethernet (QTnet)サービスの提供区域について、1のLAN型通信網サービス取扱局に契約者回線を收容する区域(以下「收容区域」といいます。)及びその收容区域のうち、特別な料金(線路設置費及び線路に関する加算額)の支払いを必要としないでKDDI Area Ethernet (QTnet)サービスを提供する区域(以下「加入区域」といいます。)を定めます。ただし、短期LAN型通信網契約についてはこの限りではありません。</p> <p>イ 收容区域及び加入区域は、行政区画、その地域の社会的・経済的・地理的条件、需要動向及び当社の電気通信設備の状況等を考慮して設定します。</p>											
(2) 料金の適用	<p>KDDI Area Ethernet (QTnet)サービスの料金は、次のとおり適用します。</p> <p>ア その契約者回線等の全てが1の中継局設備に收容される場合 そのKDDI Area Ethernet (QTnet)サービスの態様に応じて契約者回線等の部分の料金を適用します。</p> <p>イ (ア)以外の場合。 そのKDDI Area Ethernet (QTnet)サービスの態様に応じて契約者回線等及び中継回線の部分の料金を合算して適用します。</p>											
(3) KDDI Area Ethernet (QTnet)サービスの品目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次のとおり品目を定めます。</p> <p>ア 帯域保証型のもの (G-VLAN)</p> <p>(ア) 契約者回線等</p> <p style="margin-left: 20px;">a イーサネット方式のもの</p> <p style="margin-left: 40px;">(a) 最低伝送速度を超える利用が可能なもの (タイプI)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">品 目</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">内 容</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">契約者回線インタフェース</th> <th style="text-align: center;">上限伝送速度</th> <th style="text-align: center;">最低伝送速度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">10Mb/s</td> <td style="text-align: center;">10Mb/s</td> <td style="text-align: center;">0.5Mb/s</td> <td>契約者回線インタフェースが10Mbit/sで上限伝送速度が10Mbit/sまでの、最低伝送速度が0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	品 目			内 容	契約者回線インタフェース	上限伝送速度	最低伝送速度	10Mb/s	10Mb/s	0.5Mb/s	契約者回線インタフェースが10Mbit/sで上限伝送速度が10Mbit/sまでの、最低伝送速度が0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの
品 目			内 容									
契約者回線インタフェース	上限伝送速度	最低伝送速度										
10Mb/s	10Mb/s	0.5Mb/s	契約者回線インタフェースが10Mbit/sで上限伝送速度が10Mbit/sまでの、最低伝送速度が0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの									

品 目			内 容
契約者回線インタフェース	上限伝送速度	最低伝送速度	
10Mb/s	10Mb/s	1Mb/s	契約者回線インタフェースが10Mbit/sで上限伝送速度が10Mbit/sまでの、最低伝送速度が1Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		2Mb/s	契約者回線インタフェースが10Mbit/sで上限伝送速度が10Mbit/sまでの、最低伝送速度が2Mbit/sの符号伝送が可能なもの
10Mb/s	10Mb/s	3Mb/s	契約者回線インタフェースが10Mbit/sで上限伝送速度が10Mbit/sまでの、最低伝送速度が3Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		4Mb/s	契約者回線インタフェースが10Mbit/sで上限伝送速度が10Mbit/sまでの、最低伝送速度が4Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		5Mb/s	契約者回線インタフェースが10Mbit/sで上限伝送速度が10Mbit/sまでの、最低伝送速度が5Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		6Mb/s	契約者回線インタフェースが10Mbit/sで上限伝送速度が10Mbit/sまでの、最低伝送速度が6Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		7Mb/s	契約者回線インタフェースが10Mbit/sで上限伝送速度が10Mbit/sまでの、最低伝送速度が7Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		8Mb/s	契約者回線インタフェースが10Mbit/sで上限伝送速度が10Mbit/sまでの、最低伝送速度が8Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		9Mb/s	契約者回線インタフェースが10Mbit/sで上限伝送速度が10Mbit/sまでの、最低伝送速度が9Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		10Mb/s	契約者回線インタフェースが10Mbit/sで上限伝送速度が10Mbit/s

			/s までの、最低伝送速度が10Mbit/sの符号伝送が可能なもの
品 目			内 容
契約者回線インタフェース	上限伝送速度	最低伝送速度	
10Mb/s	20Mb/s	10Mb/s	契約者回線インタフェースが100Mbit/sで上限伝送速度が20Mbit/s までの、最低伝送速度が10Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	40Mb/s	20Mb/s	契約者回線インタフェースが100Mbit/sで上限伝送速度が40Mbit/s までの、最低伝送速度が20Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	60Mb/s	30Mb/s	契約者回線インタフェースが100Mbit/sで上限伝送速度が60Mbit/s までの、最低伝送速度が30Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	80Mb/s	40Mb/s	契約者回線インタフェースが100Mbit/sで上限伝送速度が80Mbit/s までの、最低伝送速度が40Mbit/sの符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100Mb/s	50Mb/s	契約者回線インタフェースが100Mbit/sで上限伝送速度が100Mbit/s までの、最低伝送速度が50Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		60Mb/s	契約者回線インタフェースが100Mbit/sで上限伝送速度が100Mbit/s までの、最低伝送速度が60Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		70Mb/s	契約者回線インタフェースが100Mbit/sで上限伝送速度が100Mbit/s までの、最低伝送速度が70Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		80Mb/s	契約者回線インタフェースが100Mbit/sで上限伝送速度が100Mbit/s までの、最低伝送速度が80Mbit/sの符号伝送が可能なもの

品 目			内 容
契約者回線インタフェース	上限伝送速度	最低伝送速度	
100Mb/s	100Mb/s	90Mb/s	契約者回線インタフェースが100Mbit/sで上限伝送速度が100Mbit/sまでの、最低伝送速度が90Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		100Mb/s	契約者回線インタフェースが100Mbit/sで上限伝送速度が100Mbit/sまでの、最低伝送速度が100Mbit/sの符号伝送が可能なもの
備考			
<p>1 契約者回線インタフェースが10Mb/sのものは、LAN型通信網が通常状態にある場合に、契約者が指定する最低伝送速度（契約者があらかじめ指定する最低利用可能な符号伝送速度をいいます。以下同じとします。）による通信を行うことができ、かつ網に余裕がある場合に上限伝送速度による通信が可能です。</p> <p>2 契約者回線インタフェースが100Mb/sのものは、LAN型通信網が通常状態にある場合に、契約者が指定する最低伝送速度による通信を行うことができ、かつ網に余裕がある場合に100Mb/s以内で最低伝送速度以上の通信が可能です。</p> <p>3 県内の中継回線料金は不要です。</p> <p>4 通信の相手先となる契約者回線又は中継回線に係る上限伝送速度、最低伝送速度又は上限伝送速度及び最低伝送速度が、その契約者回線又は中継回線に係る上限伝送速度、最低伝送速度又は上限伝送速度及び最低伝送速度より小さい場合に通信可能な伝送速度は、その通信の相手先の上限伝送速度、最低伝送速度又は上限伝送速度及び最低伝送速度までとします。</p> <p>5 同一のLAN型通信網契約もしくは短期LAN型通信網契約においてタイプⅡの混在はご利用いただけません。</p>			

(b) (a)以外のもの（タイプⅡ）

品 目			内 容
契約者 回線イ ンタフ ェース	上限 伝送 速度	最低 伝送 速度	
10Mb/s	0.5Mb/s	0.5Mb/s	契約者回線インタフェースが10 Mbit/sで上限伝送速度が0.5Mbit/s までの、最低伝送速度が0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	1Mb/s	1Mb/s	契約者回線インタフェースが10 Mbit/sで上限伝送速度が1Mbit/s までの、最低伝送速度が1Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	2Mb/s	2Mb/s	契約者回線インタフェースが10 Mbit/sで上限伝送速度が2Mbit/s までの、最低伝送速度が2Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	3Mb/s	3Mb/s	契約者回線インタフェースが10 Mbit/sで上限伝送速度が3Mbit/s までの、最低伝送速度が3Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	4Mb/s	4Mb/s	契約者回線インタフェースが10 Mbit/sで上限伝送速度が4Mbit/s までの、最低伝送速度が4Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	5Mb/s	5Mb/s	契約者回線インタフェースが10 Mbit/sで上限伝送速度が5Mbit/s までの、最低伝送速度が5Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	6Mb/s	6Mb/s	契約者回線インタフェースが10 Mbit/sで上限伝送速度が6Mbit/s までの、最低伝送速度が6Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	7Mb/s	7Mb/s	契約者回線インタフェースが10 Mbit/sで上限伝送速度が7Mbit/s までの、最低伝送速度が7Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	8Mb/s	8Mb/s	契約者回線インタフェースが10 Mbit/sで上限伝送速度が8Mbit/s までの、最低伝送速度が8Mbit/sの符号伝送が可能なもの

品 目			内 容
契約者回線インタフェース	上限伝送速度	最低伝送速度	
10Mb/s	9Mb/s	9Mb/s	契約者回線インタフェースが10Mbit/sで上限伝送速度が9Mbit/sまでの、最低伝送速度が9Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	10Mb/s	10Mb/s	契約者回線インタフェースが10Mbit/sで上限伝送速度が10Mbit/sまでの、最低伝送速度が10Mbit/sの符号伝送が可能なもの
100Mb/s	20Mb/s	20Mb/s	契約者回線インタフェースが100Mbit/sで上限伝送速度が20Mbit/sまでの、最低伝送速度が20Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	30Mb/s	30Mb/s	契約者回線インタフェースが100Mbit/sで上限伝送速度が30Mbit/sまでの、最低伝送速度が30Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	40Mb/s	40Mb/s	契約者回線インタフェースが100Mbit/sで上限伝送速度が40Mbit/sまでの、最低伝送速度が40Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	50Mb/s	50Mb/s	契約者回線インタフェースが100Mbit/sで上限伝送速度が50Mbit/sまでの、最低伝送速度が50Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	60Mb/s	60Mb/s	契約者回線インタフェースが100Mbit/sで上限伝送速度が60Mbit/sまでの、最低伝送速度が60Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	70Mb/s	70Mb/s	契約者回線インタフェースが100Mbit/sで上限伝送速度が70Mbit/sまでの、最低伝送速度が70Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	80Mb/s	80Mb/s	契約者回線インタフェースが100Mbit/sで上限伝送速度が80Mbit/sまでの、最低伝送速度が80Mbit/sの符号伝送が可能なもの

品 目			内 容
契約者回線インタフェース	上限伝送速度	最低伝送速度	
100Mb/s	90Mb/s	90Mb/s	契約者回線インタフェースが100Mbit/sで上限伝送速度が90Mbit/sまでの、最低伝送速度が90Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	100Mb/s	100Mb/s	契約者回線インタフェースが100Mbit/sで上限伝送速度が100Mbit/sまでの、最低伝送速度が100Mbit/sの符号伝送が可能なもの
1Gb/s	200Mb/s	200Mb/s	契約者回線インタフェースが1Gbit/sで上限伝送速度が200Mbit/sまでの、最低伝送速度が200Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	300Mb/s	300Mb/s	契約者回線インタフェースが1Gbit/sで上限伝送速度が300Mbit/sまでの、最低伝送速度が300Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	400Mb/s	400Mb/s	契約者回線インタフェースが1Gbit/sで上限伝送速度が400Mbit/sまでの、最低伝送速度が400Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	500Mb/s	500Mb/s	契約者回線インタフェースが1Gbit/sで上限伝送速度が500Mbit/sまでの、最低伝送速度が500Mbit/sの符号伝送が可能なもの
1Gb/s	600Mb/s	600Mb/s	契約者回線インタフェースが1Gbit/sで上限伝送速度が600Mbit/sまでの、最低伝送速度が600Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	700Mb/s	700Mb/s	契約者回線インタフェースが1Gbit/sで上限伝送速度が700Mbit/sまでの、最低伝送速度が700Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	800Mb/s	800Mb/s	契約者回線インタフェースが1Gbit/sで上限伝送速度が800Mbit/sまでの、最低伝送速度が800Mbit/sの符号伝送が可能なもの

品 目			内 容
契約者 回線イ ンタフ ェース	上限 伝送 速度	最低 伝 送速 度	
1Gb/s	900Mb /s	900Mb /s	契約者回線インタフェースが1G bit/sで上限伝送速度が900Mbit /s までの、最低伝送速度が900 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	1Gb/s	1Gb/s	契約者回線インタフェースが1G bit/sで上限伝送速度が1Gbit/s までの、最低伝送速度が1Gbit /sの符号伝送が可能なもの
備考 1 県内の中継回線料金は不要です。 2 同一のLAN型通信網契約もしくは短期LAN型通 信網契約においてタイプIとの混在はご利用いただけ ません。			
b 削除 (イ) 中継回線			
品 目	内 容		
0.5Mb/s	最低伝送速度が0.5Mbit/sの符号伝送が可能な もの		
1Mb/s	最低伝送速度が1Mbit/sの符号伝送が可能なも の		
2Mb/s	最低伝送速度が2Mbit/sの符号伝送が可能なも の		
3Mb/s	最低伝送速度が3Mbit/sの符号伝送が可能なも の		
4Mb/s	最低伝送速度が4Mbit/sの符号伝送が可能なも の		
5Mb/s	最低伝送速度が5Mbit/sの符号伝送が可能なも の		
6Mb/s	最低伝送速度が6Mbit/sの符号伝送が可能なも の		
7Mb/s	最低伝送速度が7Mbit/sの符号伝送が可能なも の		
8Mb/s	最低伝送速度が8Mbit/sの符号伝送が可能なも の		
9Mb/s	最低伝送速度が9Mbit/sの符号伝送が可能なも の		
10Mb/s	最低伝送速度が10Mbit/sの符号伝送が可能なも の		
20Mb/s	最低伝送速度が20Mbit/sの符号伝送が可能なも の		

	の
30Mb/s	最低伝送速度が30Mbit/sの符号伝送が可能なもの
40Mb/s	最低伝送速度が40Mbit/sの符号伝送が可能なもの
50Mb/s	最低伝送速度が50Mbit/sの符号伝送が可能なもの
60Mb/s	最低伝送速度が60Mbit/sの符号伝送が可能なもの
70Mb/s	最低伝送速度が70Mbit/sの符号伝送が可能なもの
80Mb/s	最低伝送速度が80Mbit/sの符号伝送が可能なもの
90Mb/s	最低伝送速度が90Mbit/sの符号伝送が可能なもの
100Mb/s	最低伝送速度が100Mbit/sの符号伝送が可能なもの
200Mb/s	最低伝送速度が200Mbit/sの符号伝送が可能なもの
300Mb/s	最低伝送速度が300Mbit/sの符号伝送が可能なもの
400Mb/s	最低伝送速度が400Mbit/sの符号伝送が可能なもの
500Mb/s	最低伝送速度が500Mbit/sの符号伝送が可能なもの
600Mb/s	最低伝送速度が600Mbit/sの符号伝送が可能なもの
700Mb/s	最低伝送速度が700Mbit/sの符号伝送が可能なもの
800Mb/s	最低伝送速度が800Mbit/sの符号伝送が可能なもの
900Mb/s	最低伝送速度が900Mbit/sの符号伝送が可能なもの
1Gb/s	最低伝送速度が1Gbit/sの符号伝送が可能なもの
備考	
<p>1 中継回線は、LAN型通信網が通常状態にある場合に契約者が指定する最低伝送速度による通信を行うことができ、かつ網に余裕がある場合に最低伝送速度以上の通信が可能です。</p> <p>2 中継回線は、各県庁所在地の中継局から県間相互の通信が可能となるLAN型通信網へ接続する回線1回線ごとに適用します。</p> <p>3 契約者回線の利用が1県で1回線の場合、その県に</p>	

	係る中継回線の品目は、その契約者回線の最低伝送速度と同等もしくはそれ以上を選択していただきます。						
(4) 最低利用期間内にLAN型通信網契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア KDDI Area Ethernet (QTnet)サービスには、短期LAN型通信網契約に係るもの及び異経路によるものを除いて、最低利用期間があります。</p> <p>イ 契約者は、最低利用期間内に次表左欄に定める事由があった場合は、第33条（定額利用料の支払義務）及び料金表通則2から4までの規定にかかわらず、次表に定める料金の額に消費税相当額を加算した額について、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>支払を要する料金の額（税抜価格）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 LAN型通信網契約の解除があった場合</td> <td>残余の期間に対応する料金に相当する額</td> </tr> <tr> <td>2 KDDI Area Ethernet (QTnet)サービスの品目の変更があった場合（変更前の料金の額から、変更後の料金の額を控除し、残額がある場合に限りま</td> <td>左欄に定める残額に残余の期間を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 2欄の場合に、品目の変更と同時にその契約者回線の設置場所において、契約者回線の新設又はLAN型通信網契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の契約者回線の料金を合算して行います。</p>	区 分	支払を要する料金の額（税抜価格）	1 LAN型通信網契約の解除があった場合	残余の期間に対応する料金に相当する額	2 KDDI Area Ethernet (QTnet)サービスの品目の変更があった場合（変更前の料金の額から、変更後の料金の額を控除し、残額がある場合に限りま	左欄に定める残額に残余の期間を乗じて得た額
区 分	支払を要する料金の額（税抜価格）						
1 LAN型通信網契約の解除があった場合	残余の期間に対応する料金に相当する額						
2 KDDI Area Ethernet (QTnet)サービスの品目の変更があった場合（変更前の料金の額から、変更後の料金の額を控除し、残額がある場合に限りま	左欄に定める残額に残余の期間を乗じて得た額						
(5) サービス品質（故障回復時間）に係る料金の適用	<p>ア 当社は、契約者の責めによらない理由により、KDDI Area Ethernet (QTnet)サービス（付加機能に係るものを除きます。以下この欄において同じとします。）を全く利用できない状態（KDDI Area Ethernet (QTnet)サービスの契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。）が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻（第41条（契約者の切分責任）の規定によりそのLAN型通信網契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して30分以上その状態が連続したときは、そのKDDI Area Ethernet (QTnet)サービス（KDDI Area Ethernet (QTnet)サービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）に係る料金（以下この表において「故障回復時間返還料金額」といいます。）を返還します。</p> <p>ただし、次の場合は、この限りではありません。</p>						

この場合の料金の取扱いについては、当社は第33条（定額利用料の支払義務）第2項第3号及び第3項第2号の規定を適用します。

（ア）第27条の4（接続休止）の規定により接続休止としたとき。

（イ）第28条（利用中止）第1項の規定によりKDDI Area Ethernet（QTnet）サービスの利用を中止する場合であつて、当社があらかじめそのLAN型通信網契約者に通知したとき。

イ アの規定する故障回復時間返還料金額は、そのKDDI Area Ethernet（QTnet）サービスを全く利用できない状態が連続した時点における2（料金額）に規定する回線使用料及び加算額の合計額（この表の（1）欄から（16）欄までの適用による場合は、適用した後の額とし、以下この欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。）に、次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

アに規定する状態が連続した時間	料金返還率
30分以上1時間未満	3%
1時間以上2時間未満	10%
2時間以上4時間未満	20%
4時間以上6時間未満	30%
6時間以上8時間未満	40%
8時間以上48時間未満	50%
48時間以上	100%

ウ 当社は、イの規定により算出した故障回復時間返還料金額の返還にあたっては、次の（ア）又は（イ）の規定により算出した料金額（以下この表において「故障回復時間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。

（ア）（イ）以外の場合

その暦月におけるそのLAN型通信網契約に係る故障回復時間返還基準額（その暦月において料金表通則3の規定する場合が生じたときは、適用した後の額とします。）の額（第33条（定額利用料の支払義務）第2項第2号及び第3項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額を減じた額とします。）

（イ）その暦月がKDDI Area Ethernet（QTnet）サービスの提供を開始した暦月であつて、そのKDDI Area Ethernet（QTnet）サービスの提供を開始した日とその暦月の初日以外の日の場合

その暦月及び翌暦月について、それぞれ（ア）の規定に準じた方法で算出した料金額の合計額

	<p>エ アの場合において、そのKDDI Area Ethernet (QTnet) サービスを全く利用できない状態が連続した場合が1の暦月(ウの(イ)の規定に該当する場合は、その規定に係る2の暦月とします。以下この欄において同じとします。)において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。</p> <p>ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、故障回復時間返還上限額を返還します。</p> <p>オ この欄の規定による料金の返還とこの表の(6)欄の規定による料金の返還を1の暦月に同時に行う場合の故障回復時間返還料金額の取扱いについては、(6)欄の規定に定めるところによります。</p>
<p>(6) サービス品質(遅延時間)に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、当社が別に定める提供区間において当社が別に定める方法により測定した遅延時間(その区間の一端から送信されたIPパケットがその区間の往復に要する時間をいいます。)の暦月単位での平均時間が20ミリ秒を超えた場合は、1の暦月における2(料金額)に規定する回線使用料(この表の(1)欄から(4)欄までの適用又は料金表通則3の規定による場合(第33条(定額利用料の支払義務)第2項第2号及び第3項第2号の規定に係るものを除きます。))は、適用した後の額とします。)に3%を乗じて得た額(以下この表において「遅延時間返還料金額」といいます。)をその契約者に返還します。</p> <p>ただし、そのKDDI Area Ethernet (QTnet)サービスについて、その1の暦月を連続して利用中止又は利用停止があったときは、この限りではありません。</p> <p>イ この表の(5)欄及び(6)欄の規定による料金の返還を1の暦月に同時に行う場合は、当社は、故障回復時間返還料金額、遅延時間返還料金額の合計額を返還します。ただし、その合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、当社は、故障回復時間返還上限額を返還します</p>
<p>(7) 契約者回線の終端がKDDI Area Ethernet (QTnet)サービス区域外にある場合の加算料の適用</p>	<p>ア その契約者回線の終端に係るLAN型通信網サービス取扱局の加入区域を超える地点から引込柱(その契約者回線等の終端に最も近い距離にある電柱(ケーブル引込みの場合は配線盤)をいいます。以下同じとします。)までの線路(以下「区域外線路」といいます。)について、区域外線路に係る加算額を適用します。(短期LAN型通信網契約を除く。)</p> <p>イ 加入区域の設定・変更、契約者回線数の変更等により区域外線路の変更があったときは、加算額を再設定します。</p> <p>ウ その契約者回線が異経路((7)の「異経路の線路」</p>

	の部分に限ります。)によるものであるときは、前ア、イの規定は適用しません。									
(8) 短期LAN型通信網契約の料金の適用	短期LAN型通信網契約のために新設した線路については、区域外線路に係る加算額を適用します。									
(9) 異経路による契約者回線の料金の適用	ア 契約者回線の終端が直接收容されているLAN型通信網サービス取扱局の收容区域を越える地点から引込柱までの線路(以下「異経路の線路」といいます。)について、異経路の線路の加算額を適用します。 イ 異経路の線路に係る加算額については、耐用年数を経過したときは、再算定します。									
(10) 復旧等に伴い契約者回線等の経路を変更した場合の料金の適用	故障又は滅失した契約者回線等の修理又は復旧をする場合に一時的にその経路を変更した場合の料金(区域外線路及び異経路の線路に関する加算額を含みます。)は、その契約者回線等を変更前の経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。									
(11) 長期継続利用に係る料金の適用	<p>ア 当社は、LAN型通信網契約者からそのLAN型通信網契約(短期LAN型通信網契約を除きます。以下この欄において同じとします。)について、次表に定める期間の継続利用(以下「長期継続利用」といいます。)の申出があった場合には、その期間における料金については、2(料金額)2-1の額から同表に規定する額を減額して適用します。この場合、長期継続利用には同表の2種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。</p> <p style="text-align: right;">月額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">種 類</th> <th style="width: 30%;">継続して利用する期間</th> <th style="width: 40%;">料金の減額(税抜価格)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 3年利用</td> <td>3年間</td> <td>2(料金額)2-1の額に0.05を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>(イ) 6年利用</td> <td>6年間</td> <td>2(料金額)2-1の額に0.11を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 長期継続利用に係る料金については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日(LAN型通信網契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、そのKDDI Area Ethernet (QTnet)サービスの提供を開始した日)から適用します。</p>	種 類	継続して利用する期間	料金の減額(税抜価格)	(ア) 3年利用	3年間	2(料金額)2-1の額に0.05を乗じて得た額	(イ) 6年利用	6年間	2(料金額)2-1の額に0.11を乗じて得た額
種 類	継続して利用する期間	料金の減額(税抜価格)								
(ア) 3年利用	3年間	2(料金額)2-1の額に0.05を乗じて得た額								
(イ) 6年利用	6年間	2(料金額)2-1の額に0.11を乗じて得た額								

ウ 長期継続利用に係る料金の適用の対象となる期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）には、契約者回線の利用の一時中断及びKDDI Area Ethernet (QTnet)サービスの利用停止があった期間を含むものとします。

エ 当社は、長期継続利用に係るLAN型通信網契約について、そのLAN型通信網契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。

オ 長期継続利用に係る契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、新たに長期継続利用の種類を選択して、当社に申し出ていただきます。

カ 長期継続利用期間の中途における長期継続利用の種類の変更については、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の種類の長期継続利用期間よりも長くなる場合に限り行うことができます。

キ カの規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長期継続利用の料金については、その種類の変更を当社が承諾した日から適用します。この場合、変更後の種類の長期継続利用期間満了日については、変更前の種類の長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出します。

ク 長期継続利用に係る契約者は、長期継続利用期間の満了前にKDDI Area Ethernet (QTnet)サービスの品目の変更によりそのLAN型通信網契約に係る料金の額が減少した場合又は長期継続利用の廃止があった場合には、それぞれ次に掲げる料金の額に消費税相当額を加算した額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

区 分	支払いを要する料金の額（税抜価格）
(ア) 品目の変更により料金が減少した場合	残余の期間に対応する料金の差額（減少前の料金から減少後の料金を控除して得た額をいいます。）に0.3を乗じて得た額
(イ) 長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間に対応する廃止前の料金に0.3を乗じて得た額

ケ 長期継続利用の開始から1年以内（長期継続利用の継続の場合を含みます。）にクの表の（イ）に該当する場合が生じた場合においては、その期間において支払われる料金の総額（同表に基づき算定した支払いを要する額を含みます。）に消費税相当額を加算した額が、その契約者回線が最低利用期間に契約の解除があった場合において支払われる料金の総額に消費税相当額を加算した額を下回る場合には、その差額を当社が定める期日までに

	一括して支払っていただきます。
(12) 回線終端装置の加算額の適用	当社が回線終端装置を提供した場合に、回線終端装置の加算額を適用します。
(13) 配線設備の加算額の適用	当社が配線設備を提供した場合に、次の配線ごとに配線設備の加算額を適用します。 ア 契約者回線等の終端から1のジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されていない場合は、自営端末設備とします。以下この欄において同じとします。）までの配線 イ 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの配線
(14) 特別電気通信設備の加算額の適用	契約者回線等において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合に、特別電気通信設備の加算額を適用します。
(15) 付加機能を提供した場合の付加機能使用料の適用	付加機能を提供した場合には、2（料金額）に規定する付加機能使用料を適用します。

2 料金額

2-1 基本回線料

(1) 帯域保証型のもの (G-VLAN)

① 契約者回線等

ア イーサネット方式のもの

(7) 最低伝送速度を超える利用が可能なもの (タイプ I)

契約者回線又は短期契約者回線 1 回線ごとに月額

品目			料金額 (税抜価格)		
契約者回線タイプ	上限伝送速度	最低伝送速度	LAN型通信網契約	短期LAN型通信網契約	
10Mb/s	10Mb/s	0.5Mb/s	52,000円	78,000円	
		1Mb/s	62,000円	93,000円	
		2Mb/s	85,000円	127,500円	
		3Mb/s	120,000円	180,000円	
		4Mb/s	154,000円	231,000円	
		5Mb/s	178,000円	267,000円	
		6Mb/s	196,000円	294,000円	
		7Mb/s	212,000円	318,000円	
		8Mb/s	225,000円	337,500円	
		9Mb/s	235,000円	352,500円	
		10Mb/s	243,000円	364,500円	
100Mb/s	20Mb/s	10Mb/s	273,000円	409,500円	
		20Mb/s	303,000円	454,500円	
		30Mb/s	333,000円	499,500円	
		40Mb/s	363,000円	544,500円	
	100Mb/s	100Mb/s	50Mb/s	383,000円	574,500円
			60Mb/s	391,000円	586,500円
			70Mb/s	399,000円	598,500円
			80Mb/s	407,000円	610,500円
			90Mb/s	418,000円	627,000円
			100Mb/s	423,000円	634,500円

(イ) (7) 以外のもの (タイプ II)

契約者回線又は短期契約者回線 1 回線ごとに月額

品目			料金額 (税抜価格)	
契約者回線タイプ	上限伝送速度	最低伝送速度	LAN型通信網契約	短期LAN型通信網契約
10Mb/s	0.5Mb/s	0.5Mb/s	47,000円	70,500円
		1Mb/s	57,000円	85,500円
		2Mb/s	80,000円	120,000円
		3Mb/s	115,000円	172,500円
		4Mb/s	144,000円	216,000円
		5Mb/s	171,000円	256,500円
		6Mb/s	191,000円	286,500円
		7Mb/s	207,000円	310,500円

	8Mb/s	8Mb/s	220,000円	330,000円
	9Mb/s	9Mb/s	230,000円	345,000円
	10Mb/s	10Mb/s	243,000円	364,500円
100Mb/s	10Mb/s	10Mb/s	243,000円	364,500円
	20Mb/s	20Mb/s	283,000円	424,500円
	30Mb/s	30Mb/s	313,000円	469,500円
	40Mb/s	40Mb/s	333,000円	499,500円
	50Mb/s	50Mb/s	348,000円	522,000円
	60Mb/s	60Mb/s	363,000円	544,500円
	70Mb/s	70Mb/s	378,000円	567,000円
	80Mb/s	80Mb/s	393,000円	589,500円
	90Mb/s	90Mb/s	408,000円	612,000円
		100Mb/s	100Mb/s	423,000円
1Gb/s	200Mb/s	200Mb/s	950,000円	1,425,000円
	300Mb/s	300Mb/s	1,100,000円	1,650,000円
	400Mb/s	400Mb/s	1,250,000円	1,875,000円
	500Mb/s	500Mb/s	1,400,000円	2,100,000円
	600Mb/s	600Mb/s	1,550,000円	2,325,000円
	700Mb/s	700Mb/s	1,700,000円	2,550,000円
	800Mb/s	800Mb/s	1,850,000円	2,775,000円
	900Mb/s	900Mb/s	2,000,000円	3,000,000円
	1Gb/s	1Gb/s	1Gb/s	2,150,000円
1Gb/s		1Gb/s	500,000円	750,000円

*1Gb/sのものについては、中継回線を使用しないものに限りに、下段料金を適用

。

イ 削除

② 中継回線

1 中継回線ごとに月額

品 目	料金額（税抜価格）	
	L A N型通信網契約	短期L A N型通信網契約
0.5Mb/s	47,000円	70,500円
1 Mb/s	54,000円	81,000円
2 Mb/s	60,000円	90,000円
3 Mb/s	63,000円	94,500円
4 Mb/s	66,000円	99,000円
5 Mb/s	69,000円	103,500円
6 Mb/s	72,000円	108,000円
7 Mb/s	74,000円	111,000円
8 Mb/s	76,000円	114,000円
9 Mb/s	78,000円	117,000円
10Mb/s	80,000円	120,000円
20Mb/s	130,000円	195,000円
30Mb/s	170,000円	255,000円
40Mb/s	210,000円	315,000円
50Mb/s	240,000円	360,000円
60Mb/s	270,000円	405,000円
70Mb/s	290,000円	435,000円
80Mb/s	310,000円	465,000円
90Mb/s	330,000円	495,000円
100Mb/s	350,000円	525,000円
200Mb/s	850,000円	1,275,000円
300Mb/s	950,000円	1,425,000円
400Mb/s	1,050,000円	1,575,000円
500Mb/s	1,150,000円	1,725,000円
600Mb/s	1,250,000円	1,875,000円
700Mb/s	1,350,000円	2,025,000円
800Mb/s	1,450,000円	2,175,000円
900Mb/s	1,550,000円	2,325,000円
1Gb/s	1,650,000円	2,475,000円

2-2 加算額

月額

料金種別	単 位		料金額（税抜価格）	
			L A N型通信網契約	短期L A N型通信網契約
ア 区域外線路使用料	契約者回線等1回線につき区域外線路100mまでごとに		1,600円	2,400円
イ 異経路の線路使用料	—————		別に算定する実費	
ウ 特別電気通信設備使用料	—————		別に算定する実費	
エ 回線終端装置使用料	1台ごとに	0.5Mb/s、1Mb/s～100Mb/s用のもの	7,000円	10,500円
		1Gb/s用のもの	60,000円	90,000円
備考 別に定める実費の算定方法については、当社が指定するL A N型通信網サービス取扱所において閲覧に供します。				

2-3 付加機能使用料

区 分		品目	1の契約者回線ごとに月額 料金額（税抜価格）	
			L A N型通信網 契約	短期L A N型通 信網契約
優先制 御機能	フレームも しくはI P パケットを 、フレーム もしくはI Pパケット ごとにあら かじめ指定 した優先順 位にしたが って、契約 者回線の終 端方向に転 送する機能	10Mb/sまでのもの	15,000円	22,500円
		20Mb/sのもの	20,000円	30,000円
		30Mb/sのもの	30,000円	45,000円
		40Mb/sのもの	40,000円	60,000円
		50Mb/sのもの	50,000円	75,000円
		60Mb/sのもの	60,000円	90,000円
		70Mb/sのもの	70,000円	105,000円
		80Mb/sのもの	80,000円	120,000円
		90Mb/sのもの	90,000円	135,000円
		100Mb/sのもの	100,000円	150,000円
備考	1 当社は、契約者又はより請求があった場合にのみこの機能を提供します。 2 イーサネット方式の100Mb/s以下のものに限り、この機能を提供します。			

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

工事費の適用については、第34条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容	
(1) 工事費の適用	工事費は、工事を要することとなる契約者回線及び端末設備において、一の工事ごとに適用します。	
(2) 契約者回線等の移転の場合の工事費の適用	移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について適用します。	
(3) 工事の適用区分	工事の区分は次のとおりとします。	
	工事の区分	適 用
	ア 回線の設置又は移転に係る工事	契約者回線の設置又は移転の場合に適用します。
	イ 利用の一時中断に係る工事	契約者回線又は端末設備の利用の一時中断の場合に適用します。
	ウ 相互接続点に係る工事	相互接続点において次の工事をする場合に適用します。 (ア) 接続工事 (イ) 他社接続回線接続変更 (ウ) その他の変更
	エ 付加機能に係る工事	契約者からの付加機能の利用に係る請求その他変更等に関する工事について適用します。
	エ 付加機能に係る工事	契約者からの付加機能の利用に係る請求その他変更等に関する工事について適用します。
	オ 回線接続等に係る工事	L A N型通信網サービス取扱所の交換設備又は主配線盤において工事を要する場合に適用します。

2 工事費の額

工事の種類		単 位	工事費の額(税抜価格)
回線の設置（回線終端装置を設置するものに限りません。）又は移転に係る工事		1の工事ごとに	21,000円
回線の変更に係る工事	回線終端装置に係る工事の場合	回線終端装置の取替えのみ又は設定変更のみの場合	1の工事ごとに 9,000円
		上記以外の場合	1の工事ごとに 21,000円
	上記以外の場合	1の工事ごとに 12,000円	
利用の一時中断に係る工事		1の工事ごとに	7,000円
付加機能に係わる工事	優先制御機能	1の工事ごとに	10,000円
回線接続等に係る工事		1の工事ごとに	2,000円

※ 上記工事に伴い、引込柱以降において建柱、引込ルートの変更等特別な工事を要する場合には、実費を支払っていただきます。

第2 線路設置費

1 適用

線路設置費の適用については、第35条（線路設置費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容					
(1) 線路設置費の適用	<p>ア 線路設置費は、区域外線路（設備費の支払いを要することとなる部分を除きます。）又は短期LAN型通信網契約に係る新設した線路について適用します。</p> <p>イ 移転後の契約者回線の終端が区域外となる場合であって、移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路の部分に限り、線路設置費を適用します。</p>					
(2) 線路設置費の差額負担	<p>現に利用している当社の電気通信サービスに係る契約を解除すると同時に、新たに契約を締結してその場所でKDDI Area Ethernet (QTnet)サービスの提供を受ける場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <p>ただし、区域外線路の新設の工事を要するときは、この差額負担の規定は適用しません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;">新たに提供を受けるKDDI Area Ethernet (QTnet)サービスの線路設置費の額</td> <td style="width: 5%; text-align: center; padding: 5px;">-</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;">解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結するとみなした場合の線路設置費の額</td> <td style="width: 5%; text-align: center; padding: 5px;">=</td> <td style="width: 24%; padding: 5px;">線路設置費の額（残額があるときに限ります。）</td> </tr> </table>	新たに提供を受けるKDDI Area Ethernet (QTnet)サービスの線路設置費の額	-	解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結するとみなした場合の線路設置費の額	=	線路設置費の額（残額があるときに限ります。）
新たに提供を受けるKDDI Area Ethernet (QTnet)サービスの線路設置費の額	-	解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結するとみなした場合の線路設置費の額	=	線路設置費の額（残額があるときに限ります。）		

2 線路設置費の額

1 契約者回線につき区域外線路100mまでごとに

区 分	線路設置費の額(税抜価格)
線路設置費	122,000円

第3 設備費

1 適用

設備費の適用については、第36条（設備費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
設備費の適用	<p>設備費は、次の設備について適用します。</p> <p>ア 異経路の線路の部分</p> <p>イ 特別な電気通信設備の部分</p>

2 設備費の額

当該設備ごとに

区 分	線路設置費の額
設備費	別に算定する実費

備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定するLAN型通信網サービス取扱所において閲覧に供します。

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 支払証明書の発行手数料

1 適用

支払証明書の発行手数料の適用については、別記12（支払証明書の発行）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
(1) 支払証明書の発行手数料の適用	契約者は、2（料金額）の規定にかかわらず、当社が別に定める頻度又は態様等により支払証明書の発行の請求を行った場合を除き、支払証明書発行手数料の支払いを要しません。

2 料金額

区 分	単 位	料金額（税抜価格）
支払証明書発行手数料	支払証明書の発行1回ごとに	400 円

備考

- 1 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。

料金表 別表

中継局

局名	収容区域
北九州	北九州市、中間市、遠賀郡芦屋町、遠賀郡水巻町、遠賀郡遠賀町、遠賀郡岡垣町
飯塚	飯塚市、山田市、嘉穂郡桂川町、嘉穂郡稲築町、嘉穂郡碓井町、嘉穂郡嘉穂町、嘉穂郡筑穂町、嘉穂郡穂波町、嘉穂郡庄内町
直方	直方市、鞍手郡小竹町、鞍手郡鞍手町、鞍手郡宮田町、鞍手郡若宮町、嘉穂郡穎田町
田川	田川市、田川郡香春町、田川郡金田町、田川郡糸田町、田川郡川崎町、田川郡赤池町、田川郡方城町、田川郡大任町、田川郡添田町、田川郡赤村
苅田	行橋市、京都郡苅田町、京都郡犀川町、京都郡勝山町、京都郡豊津町、築上郡椎田町、築上郡築城町
福岡	福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、古賀市、筑紫郡那珂川町、粕屋郡篠栗町、粕屋郡志免町、粕屋郡須恵町、粕屋郡粕屋町、粕屋郡宇美町、粕屋郡新宮町、粕屋郡久山町
福岡前原	宗像市の一部、福津市
甘木	前原市、糸島郡二丈町、糸島郡志摩町
久留米	甘木市、うきは市、久留米市の一部、朝倉郡朝倉町、朝倉郡東峰村、朝倉郡杷木町、朝倉郡筑前町
大牟田	久留米市の一部、筑後市、八女市、八女郡黒木町、八女郡上陽町、八女郡広川町、八女郡星野村、八女郡矢部村
佐賀	大牟田市、大川市、柳川市、三池郡高田町、三潴郡大木町、八女郡立花町、山門郡瀬高町、山門郡山川町
鳥栖	佐賀市、多久市、小城市、神埼郡神埼町、神埼郡脊振村、神埼郡東脊振村、神埼郡千代田町、神埼郡三田川町、杵島郡大町町、杵島郡江北町、杵島郡白石町の一部、佐賀郡東与賀町、佐賀郡川副町、佐賀郡久保田町、三養基郡上峰町
武雄	鳥栖市、小郡市、三井郡大刀洗町、三養基郡基山町、三養基郡みやき町
鹿島	武雄市、嬉野市の一部、杵島郡北方町、杵島郡山内町
伊万里	鹿島市、嬉野市の一部、杵島郡白石町の一部、藤津郡太良町
唐津	伊万里市、西松浦郡有田町、西松浦郡西有田町
長崎	唐津市、東松浦郡玄海町
諫早	長崎市の一部、西彼杵郡琴海町、西彼杵郡時津町、西彼杵郡長与町
島原	諫早市、雲仙市の一部、大村市、東彼杵郡東彼杵町
佐世保	島原市、雲仙市の一部、南高来郡有家町、南高来郡加津佐町、南高来郡北有馬町、南高来郡口之津町、南高来郡西有家町、南高来郡布津町、南高来郡深江町、南高来郡南有馬町
	佐世保市、松浦市の一部、北松浦郡江迎町、北松浦郡小佐々町、北松浦郡佐々町、北松浦郡鹿町町、東彼杵郡川棚町、東彼杵郡波佐見

	町
大瀬戸	西海市の一部、長崎市の一部
田平	平戸市の一部
熊本	熊本市、阿蘇郡西原村、上益城郡嘉島町、上益城郡甲佐町、上益城郡益城町、上益城郡御船町、鹿本郡植木町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、菊池郡合志町、菊池郡西合志町、下益城郡富合町
松橋	宇土市、宇城市、上天草郡市の一部、下益城郡城南町、下益城郡美里町
山鹿	山鹿市、菊池市、玉名郡三加和町
玉名	玉名市、荒尾市、玉名郡菊水町、玉名郡南関町、玉名郡玉東町、玉名郡長洲町
八代	八代市、八代郡氷川町
人吉	人吉市、球磨郡あさぎり町、球磨郡五木村、球磨郡球磨村、球磨郡相良村、球磨郡多良木町、球磨郡錦町、球磨郡水上村、球磨郡山江村、球磨郡湯前町
一の宮	阿蘇市、阿蘇郡産山村、阿蘇郡小国町、阿蘇郡高森町、阿蘇郡南阿蘇村、阿蘇郡南小国町
矢部	上益城郡山都町
水俣	水俣市、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町
本渡	本渡市、牛深市、上天草郡市の一部、天草郡天草町、天草郡有明町、天草郡五和町、天草郡河浦町、天草郡倉岳町、天草郡新和町、天草郡栖本町、天草郡苓北町
大分	大分市、湯布市の一部、豊後大野市の一部
別府	別府市、湯布市の一部
中津	中津市、豊前市、築上郡上毛町、築上郡吉富町
宇佐	宇佐市、豊後高田市杵築市の一部
杵築	杵築市の一部、速見郡日出町、東国東郡国東町、東国東郡国見町、東国東郡武蔵町、東国東郡安岐町
日田	日田市
臼杵	臼杵市の一部、津久見市
玖珠	玖珠郡玖珠町、玖珠郡九重町
佐伯	佐伯市
竹田	竹田市、豊後大野市の一部
三重	豊後大野市の一部、臼杵市の一部
宮崎	宮崎市、東諸県郡綾町、東諸県郡国富町、宮崎郡清武町
都城	都城市、曾於市の一部、北諸県郡三股町
日向	日向市、東臼杵郡門川町、東臼杵郡椎葉村、東臼杵郡東郷町、東臼杵美郷町、東臼杵郡諸塚村
延岡	延岡市、東臼杵郡北浦町、東臼杵郡北方町、東臼杵郡北川町
高鍋	西都市、児湯郡高鍋町、児湯郡川南町、児湯郡木城町、児湯郡新富町、児湯郡都農町、児湯郡西米良村
小林	小林市、えびの市、西諸県郡須木村、西諸県郡高原町、西諸県郡野尻町
高千穂	西臼杵郡高千穂町、西臼杵郡五ヶ瀬町、西臼杵郡日之影町

日南	日南市、串間市、南那珂郡北郷町、南那珂郡南郷町
鹿児島	鹿児島市の一部、日置市
指宿	指宿市、鹿児島市の一部、揖宿郡頰娃町
川内	薩摩川内市の一部、いちき串木野市、さつま市
加治木	霧島市、鹿屋市の一部、始良郡始良町、始良郡加治木町、始良郡蒲生町、始良郡湧水町
鹿屋	垂水市、肝属郡肝付町、肝属郡錦江町、肝属郡東串良町、肝属郡南大隈町
出水	出水市、阿久根市、出水郡高尾野町、出水郡野田町
加世田	枕崎市、南さつま市、川辺郡川辺町、川辺郡知覧町
志布志	志布志市、鹿屋市の一部、曾於市の一部、曾於郡大崎町
大口	大口市、伊佐郡菱刈町

別表 基本的な技術的事項

1 イーサネット方式のもの

(1) 当社が回線終端装置を提供する場合

品目	物理的条件	相互接続回路
10Mb/sのもの	8ピンコネクタ (ISO標準 IS 8877 準拠)	IEEE802.3 10BASE-T準拠
100Mb/sのもの	8ピンコネクタ (ISO標準 IS 8877 準拠)	IEEE802.3 100BASE-TX準拠

(2) 当社が回線終端装置を提供する場合

① ②以外に係るもの

品目		物理的条件	相互接続回路
上限伝送速度	最低伝送速度		
10Mbps	0.5Mb/s	8ピンモジュラーコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3 10BASE-T準拠
	1Mb/s		
	2Mb/s		
	3Mb/s		
	4Mb/s		
	5Mb/s		
100Mb/s	10Mb/s	8ピンモジュラーコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3 100BASE-TX準拠
	20Mb/s		
	30Mb/s		
	50Mb/s		
	100Mb/s		

② 1Gb/sに係るもの

品目	物理的条件	相互接続回路
1Gb/s	F04型単心光ファイバコネクタ (JIS規格 C 5973 準拠) GI型光ファイバケーブル (JIS規格 C 6832のSGI-50/125及びS GI-62.5/125 準拠)	IEEE802.3 1000BASE-SX準拠

2 削除

附 則

(実施期日)

この約款は、平成19年3月2日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年8月1日から実施します。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成22年10月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成23年8月31日までの間に、支払証明書の発行の請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、別記12の(2)の規定にかかわらず、その請求に係る料金表第3表(附帯サービスに関する料金)に規定する支払証明書発行手数料の支払いを要しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年9月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年6月1日より実施します。
(経過措置) 2 削除 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償

償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年4月1日から実施します。
(附則の改正)
- 2 平成26年6月1日付附則第2項を「削除」に改めます。
(経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成28年5月21日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成29年7月1日から実施します。